

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請の可否に係る面談」

2. 日時：令和4年8月23日(火) 10時00分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、

日本原燃株式会社 再処理事業部 核物質管理部長 他2名

5. 要旨

○日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、提出資料のとおり、六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所における保障措置試料の分析作業が困難になった場合の代替として日本原燃が分析作業を行うことについて、経緯等の説明があり、当該作業が事業指定の範囲で実施可能と考えているが、その考えに相違はないか確認したいとのことであった。

○原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- 今回説明のあった分析作業は、既許可の範囲内で実施可能と考えられる。
- 3S(セーフティ、セキュリティ、セーフガード)調和の観点から、それぞれの関係者間でのコミュニケーションを適時図るよう取り組むこと。

○日本原燃から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

「六ヶ所保障措置分析所バックアッププラン確立に係る許認可上の取扱いについて」